

改正

平成25年6月18日告示第63号

平成30年12月17日告示第162号

令和3年8月31日告示第144号

令和4年4月1日告示第71号

令和5年9月11日告示第123号

山武市防災士資格取得支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害の発生が懸念されるなか、地域における防災リーダーを養成することにより、市民の自助、共助意識の高揚及び、地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を取得した者に、当該資格の取得に要した費用を予算の範囲内において助成金を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）が防災士として認証した者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、次に掲げる者とする。

- (1) 市内自主防災組織の一員である者
- (2) ボランティア精神が旺盛であって、市長が認める者

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成の対象となる経費については次のとおりとし、助成金の額については当該経費の合計額とする。ただし、助成金の額は、3万円を限度とする。

- (1) 機構が認証した研修機関で実施する防災士研修講座受講料
- (2) 機構が実施する防災士資格取得試験受験料
- (3) 機構への防災士登録料

2 助成金の交付については、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山武市防災士資格取得支援助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げるpp書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 防災士研修講座認証状の写し
- （2） 防災士証の写し
- （3） 前条第1項に規定する助成対象経費の領収書の写し
- （4） 山武市防災士協会 登録申請書の写し

2 助成金の交付申請は、防災士として認証された日から起算して1年以内とする。

（交付の決定）

第6条 規則第4条の規定により助成金の交付を決定したときは、山武市防災士資格取得支援助成金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定による実績報告は第5条の交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

（額の確定等）

第8条 規則第15条の規定による助成金の額の確定通知は、第6条の交付決定通知書の通知をもってなされたものとみなす。

（請求）

第9条 第8条の規定により補助金の額の決定を受けた者は、速やかに山武市防災士資格取得支援助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（受給者の責務）

第10条 助成金を受けた者は、おおむね5年間は防災士協会に在籍し、市の事業に協力するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年6月18日告示第63号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年12月17日告示第162号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第71号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年9月11日告示第123号）

この告示は、公示の日から施行する。